

東近江圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会規約

（設置）

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会、滋賀県流域治水の推進に関する条例（平成26年滋賀県条例第55号）第33条に基づく協議会、および土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第3条の土砂災害防止対策基本指針第一の1の主旨に則った協議会として「東近江圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会（以下「協議会」という。）」を設置する。

（目的）

第2条 協議会は施設では防ぎ切れない大洪水は発生するものへと意識を変革し社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連携して、東近江圏域における洪水氾濫ならびに土砂災害による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行う。

（協議会の対象河川等）

第3条 協議会は、愛知川、日野川、琵琶湖を中心としつつ、東近江圏域におけるその他の一級河川および土砂災害警戒区域等を対象とする。

（協議会の構成）

第4条 協議会の構成は、別表のとおりとする。

（協議会の運営）

第5条 協議会には会長を置き、会長は滋賀県知事をもって充てる。

2 協議会は、会長が招集する。

3 会長は、協議会の議事を進行する。

4 会長は、協議会の目的を達成するために必要と認めるときは、協議会に学識者、その他の者の出席を求めることができる。

5 協議会の下部組織として、幹事会等を設けることができる。

6 委員は、出席できない場合は代理を立てることとする。

（協議会の実施事項）

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

(1) 洪水浸水想定区域・想定浸水深（地先の安全度マップ）等の現状の水害リスク情報および土砂災害警戒区域等の土砂災害リスクを共有するとともに、各構成員がそれぞれまたは連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

(2) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、氾濫水の排水等による浸水被害軽減を実現するために各構成員がそれぞれまたは連携して実施する取組事項について協議し共有する。

(3) その他、大規模氾濫および土砂災害に関する減災対策に関して必要な取組事項を実施する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、滋賀県土木交通部流域政策局および滋賀県東近江土木事務所に置く。

2 事務局は、協議会の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成30年5月15日から施行する。

(附則)

本規約の改正は、平成31年3月18日から施行する。

本規約の改正は、令和2年7月20日から施行する。

本規約の改正は、令和3年6月7日から施行する。

本規約の改正は、令和4年6月6日から施行する。

本規約の改正は、令和5年6月12日から施行する。

本規約の改正は、令和6年6月3日から施行する。

別表

(市町：市町コード順 敬称略)

【委員】	
所属	職名
近江八幡市	市長
東近江市	市長
日野町	町長
竜王町	町長
国土交通省 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所	事務所長
気象庁 彦根地方気象台	台長
滋賀県	知事
滋賀県 東近江土木事務所	所長
滋賀県 東近江農業農村振興事務所	所長
【学識者（アドバイザー）】	
京都大学防災研究所 社会防災研究部門	教授 多々納 裕一
京都大学防災研究所 所長	教授 堀 智晴
【事務局】	
滋賀県 土木交通部	流域政策局
滋賀県 東近江土木事務所	河川砂防課